

神石高原町行政視察受入に関する要綱

平成24年12月28日告示第118号

(趣旨)

第1条 この告示は、神石高原町（以下「町」という。）が行政視察（以下「視察」という。）を受入れ、町が保有する行政情報等を提供する際の手続き等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務分担)

第2条 視察の受入れに関する事務は、総務課（以下「担当課」という。）において行う。

2 視察の対応は、当該視察の目的事項を所管する課等（以下「所管課」という。）において行う。

(申請)

第3条 視察を希望する者（以下「視察者」という。）は、行政視察申請書（別記様式）を担当課に提出するものとする。

(受付)

第4条 担当課は、前条の規定による申請を受けたときは、所管課と受入れの可否について協議し、その結果を視察者に連絡する。

2 担当課は、受入可とした視察者に対し、視察費を含む視察対応に係る必要な事項を通知するとともに、町内の宿泊施設等の紹介を行う。

3 所管課は、円滑な視察を行うため、必要な事項について視察者と事前に調整を図るものとする。

(視察費等の実費負担)

第5条 町は、視察資料代等の経費として、次の各号により計算した金額を合計した金額を徴収する。ただし、視察の過程において有料施設入館料等が発生した場合は、当該実費について別途徴収するものとする。

(1) 基本額 1件につき次の金額とし、標準所要時間3時間以内とする。ただし、町内で食事、宿泊をする場合は2,000円を免除する。

ア 行政、議会、教育機関の場合 2,000円

イ 公益法人の場合 2,000円

ウ ア及びイを通じて申請した場合 2,000円

エ 前記以外の場合 5,000円

(2) 加算額 視察者1人当たり500円とする。

2 実費負担の庶務は、所管課が処理する。

(免除)

第6条 町長が特に必要と認めるときは、前条の規定による視察費等を免除することができる。

(徴収方法)

第7条 視察費は、町が納入通知書を発行の上、徴収する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年1月4日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成26年10月1日受付から適用する